

# 米子市社会福祉協議会 令和5年度 事業計画

## I 基本方針

少子高齢化や人口減少といった社会状況の変化に加え、令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の大流行は、3年が経過しても変異株の度重なる出現により、収束が見通せない状況となっています。それにより休業や失業による収入の減少、住居の喪失など生活に困窮する人々が急増しました。この状況にいち早く実施された生活福祉資金特例貸付は、米子市内で5,000件という今までにない規模となりました。令和5年からは償還も始まりますが、多くの方が今なお生活を取り戻せない状況が続いている。人々の生活を守り暮らすことができるよう、継続して相談支援に取り組んでまいります。

コロナ禍においては、人ととのつながりはこれまで以上に希薄化し、困窮や孤立を抱え、生きづらさを抱える人も多くなっています。こうしたなか、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくる「地域共生社会」の実現を目指し、住民や関係団体と連携を進め、相談支援、参加支援、地域づくりに取組を進めてまいります。

また、令和2年に米子市と共同で策定した「米子市地域“つながる”福祉プラン」（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）も令和5年度は5年計画の4年目となります。誰もが人権を尊重され、地域のなかで孤立することなく安心して暮らすことができるまちを目指し、地域住民や各種団体、行政と連携し、地域の課題に取り組んでまいります。

## II 重点目標

### 1 組織体制と財政基盤の強化

法人経営における透明性の向上、財務規律の強化を進め、役職員が連携して市民の信頼に応える組織づくりを進めます。

また、職員が安心して働くことができる環境整備を行うとともに、計画的な研修や資格取得の推進など人材の育成に努めています。

財源を確保する取り組みでは、事業見直しや収益事業の実施、会員拡大、寄付金の受入れを進めるとともに、本会の取組内容を周知し、福祉への理解や関心を促すよう情報発信や分かりやすい広報に努めます。

### 2 地域福祉事業の推進

地域共生社会の実現のためには、住民同士のつながりと支え合いの仕組みづくりが重要となります。「米子市地域“つながる”福祉プラン」（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）に基づき、地域の課題、住民のニーズに対応した地域福祉活動の推進を図ります。

重層的支援体制整備事業を引き続き受託し、各関係機関、地域住民と協働した地域づくり事業に取り組みます。

### 3 生活支援・総合相談事業の推進

よなご暮らしサポートセンターでは、福祉課題を抱えた人々の相談窓口として相談者に「よりそい、共に」解決に努めることに尽力いたします。

総合相談センターをはじめ様々な関係機関と連携を取り、制度を横断しながら解決への道を模索します。そして支援者のネットワークを構築し生活支援・総合相談支援事業の推進を図ります。令和5年度より生活困窮者家計改善支援事業、住居確保給付金事業、コロナ特例貸付フォローアップ事業等の新規事業と一体的に実施し体制の強化を目指します。

### III 具体的事業計画 事業・活動の内容

#### 1 法人運営事業

地域のニーズに対応し公益的な取組を行う社会福祉法人として適切な法人運営に努めます。また、安定的な事業運営と財政の健全化を目指すとともに広報活動等による情報発信に努め地域から信頼される組織づくりを進めます。

##### (1) 会議の開催

- ①正副会長会の開催
- ②理事会、評議員会の開催
- ③監事会の開催

##### (2) 苦情対応・解決

- ①苦情解決第三者委員、苦情受付担当者、苦情解決責任者の配置
- ②研修会への参加

##### (3) 財源の確保

- ・会員制度の周知と加入促進
- ・公的、民間助成制度の活用
- ・収益事業の実施（自動販売機設置）

##### (4) 共同募金の実施

- ・募金活動の充実と財源（配分金）確保

##### (5) 広報活動の実施

- ①会報「よなご社協だより」の発行（年4回発行）
- ②ホームページによる情報発信

##### (6) 福祉人材育成のための実習生の受け入れ

- ①社会福祉士養成のための実習

##### (7) 大会・研修会の開催及び参加

- ①米子市社会福祉大会の開催
- ②米子市精霊会・流灯会の開催
- ③米子市民余芸大会の共催
- ④市、県、国及び県社協主催の大会・研修会への参加

##### (8) 顕彰の実施

- ①米子市社会福祉協議会長表彰並びに感謝状の贈呈
- ②米子市及び県社協への候補者の推薦

## 2 地域福祉事業

地域で起こる様々な福祉課題を解決していくためには、行政施策と合わせて地域福祉活動による支援の仕組みづくりが必要となります。

現在米子市では、各公民館単位にて地区社会福祉協議会を中心に地域福祉活動が展開されています。また小地域（自治会単位）においても課題の把握、解決を目的とした住民主体の支え合い活動が実施されており、こうした活動を活性化するために地域住民、各福祉関係団体や事業所との協働を進めます。

また「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」にて掲げた基本目標を達成するために行政と連携し、計画に示した具体的な活動の実践に取組みます。

### （1）地域支援事業

- ①重層的支援体制整備事業（市行政委託事業）
- ②米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗管理
- ③地区版福祉のまちづくりプラン作成の推進
- ④米子市社会福祉法人連絡会の開催
- ⑤地域における福祉教育の推進
- ⑥地域立子どもの遊び場の支援

### （2）小地域ネットワーク事業

- ①在宅福祉員による見守り援助活動の推進
- ②ふれあい・いきいきサロン活動の推進
- ③支え愛マップづくり活動の推進

### （3）地区社協活動支援事業

- ①地区社協活動財源の支援
- ②地区社協への各種情報提供

## 3 生活支援・総合相談事業（よなご暮らしサポートセンター）

コロナウイルスの影響により潜在的な生活困窮者の存在が明らかになり、それぞれが抱える複雑かつ多様な課題が浮き彫りになりました。さらに生活福祉資金コロナ特例貸付が終了し、償還が開始されていますが、償還困難世帯が多数存在しています。これらの世帯は向こう10年以上の長期に渡る関わりを持つことになります。

「よなご暮らしサポートセンター」では、様々な福祉課題を抱えた人々の相談窓口として、専門職による相談体制の強化を図り、個々の人々が抱える福祉課題について、制度を横断しながら解決への道とともに模索し、生活支援を推進します。

新たに生活困窮者家計改善支援事業、住居確保給付金事務、コロナ特例貸付フォローアップ事業等の事業を受託し、生活困窮者自立相談支援事業との一体的実施の促進を図ります。

日常生活自立支援事業は金銭管理などのサポートを通じ、安心して日常生活が送れるよう支援し、成年後見人制度との連携を図り、法人後見の可能性を探っていきます。

### （1）生活困窮者自立相談支援事業の実施（市行政委託事業）

- ①自立にむけた相談支援の展開
- ②就労活動の支援

- ③自立支援計画の作成
  - ④支援調整会議の開催(毎月1回)
  - ⑤支援ネットワーク会議の開催
- (2) 生活困窮者家計改善支援事業の実施（市行政委託事業）
- ①家計管理に関する支援
  - ②滞納の解消や債務整理に関する支援
  - ③貸付のあっせん
- (3) 住居確保給付金事業の実施（市行政委託事業）
- ①住居確保給付金申請・相談業務
- (4) 日常生活自立支援事業の実施（県社協委託事業）
- ①福祉サービス利用援助
  - ②日常的金銭管理サービス
  - ③書類など預かりサービス
  - ④内部審査会の開催（毎月1回）
  - ⑤契約締結審査会への参加（隨時）
  - ⑥生活支援員の養成
- (5) 生計困難者に対する相談支援事業（えんくるり事業）
- ①総合相談・支援事業の実施
  - ②個別支援会議の開催
  - ③社会資源開発事業
- (6) 資金貸付事業の実施
- ①生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託事業）
    - ・福祉資金
    - ・教育支援資金
    - ・総合支援資金
    - ・不動産担保型生活資金
  - ②生活保護申請世帯一時貸付金事業（たすけあい金行）の実施
  - ③コロナ特例貸付フォローアップ事業（県社協委託事業）
- (7) 総合相談事業の実施
- ①一般相談の実施
- (8) フードパートナー事業の実施
- ①生活困窮世帯への食料等の支援

#### 4 ボランティアセンター事業（市行政委託事業）

ボランティア活動の拠点として、市民のボランティアに対する理解と関心を深めるため、活動に必要な情報の収集・提供及び各種講座の開催を行い、コーディネート機能の充実とボランティアの育成や活動の支援を推進します。災害ボランティアセンターの運営マニュアル策定や、米子市と災害時の連携に関わる協議を進めていきます。

また、福祉教育では米子市小・中・特別支援学校福祉教育研究協議会と連携して、各学校において児童・生徒に対し、福祉のこころを育てる教育の実践を推進します。

- (1) ボランティアセンター事業の運営（市行政委託事業）
- ①ボランティア活動の相談及び調整
  - ②各種ボランティア講座の開催
    - ・レクリエーション講座（4回）
    - ・ボランティア入門講座（4回）
    - ・米子市福祉のつどい
  - (米子市・米子市ボランティア協議会主催、米子市社協共催)
  - ③ボランティア活動保険、ボランティア行事保険の手続き
  - ④ボランティアセンター研修室等の管理運営
  - ⑤各種ボランティア活動 書籍等の貸出
  - ⑥「ばらんていあ情報」の発行
    - (年6回発行、米子市ボランティア協議会との共同発行)
- (2) 介護支援ボランティア事業（市行政委託事業）
- ①高齢者ボランティア活動者の登録、手帳の交付
  - ②高齢者ボランティア活動の相談及び調整
- (3) 災害ボランティアセンターの運営準備
- ①災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備
- (4) 学校での福祉教育の推進
- ①福祉教育推進校育成（小学校：23校、中学校：11校、特別支援学校：2校）
  - ②福祉教育推進研究協議会の開催（年1回）
  - ③福祉教育実践記録集の発行・配布
  - ④図書贈呈事業（令和5年度～8年度、今年度小・中学校9校、市教育支援センター「ふらっとホーム」）

## 5 ファミリー・サポート・センター事業（市行政委託事業）

米子市内に居住している者（依頼会員は在勤者も含む）を対象とし、育児の援助を行いたい者（援助・両方会員）と育児の援助を受けたい者（依頼・両方会員）を会員として組織化し、保護者が子どもを育てやすい環境を整備するとともに、地域における子育て支援を推進します。

- (1) ファミリー・サポート・センターの運営
- ①会員募集及び登録
    - ・依頼会員登録説明会（年60～70回）
    - ・援助会員養成講座（年2回）
    - ・会報誌の作成及び配布（年2回）
  - ②会員の育成や交流を目的とする会の開催
    - ・救命講習及び事故防止に関する講習（年2回）
    - ・フォローアップ講習会（年1～2回）
    - ・会員交流会（年2回）
  - ③サブリーダーの選任及び育成指導
    - ・アドバイザー、サブリーダー連絡調整会（年10回）

- ④会員相互の援助活動の調整
  - ・依頼（両方）会員、援助（両方）会員のマッチング
- ⑤他のファミリー・サポート・センター及び関係機関との連絡調整
  - ・（女性労働協会主催）全国交流会、アドバイザー研修会への参加

## 6 福祉バス運行事業

市内の高齢者の社会参加の促進と福祉団体の研修・大会等への参加を通じて研鑽を積むことで活動の活性化を図り、福祉の向上を目的として運行します。また、運行にあたっては、新型コロナウイルス感染症への防止対策を図ってまいります。

- (1) 老人福祉バスの運行（市行政委託事業）
- (2) 社会福祉バスの運行

## 7 福祉団体等への支援・協力

各種募金団体の事務を行い、米子市の福祉活動の財源を確保するとともに市内の福祉団体の事務局運営ならびに活動助成を行うことで、自立を促します。そして協力体制により誰もが暮らしやすいまちづくりのために協働を推し進めます。

- (1) 募金団体の事務局運営
  - ①米子市共同募金委員会（10月募金実施）
  - ②日本赤十字社米子市地区（6月募金実施）
  - ③米子地区更生保護協力会（8月募金実施）
- (2) 福祉団体の事務局運営と活動への支援
  - ①福祉団体の事務局運営及び活動助成 10団体
    - ・米子市民生児童委員協議会
    - ・米子市老人クラブ連合会
    - ・米子市肢体不自由児父母の会
    - ・米子市手をつなぐ育成会
    - ・米子市身体障害者福祉協会
    - ・米子市連合母子会
    - ・米子市遺族会
    - ・米子更生保護女性会
    - ・米子市地区社会福祉協議会長連絡会
    - ・米子市ボランティア協議会
  - ②福祉団体等の活動助成 4団体
    - ・米子市連合婦人会
    - ・鳥取県視覚障害者福祉協会西部支部
    - ・米子保護区保護司会
    - ・青少年育成米子市民会議